

日本郵船株式会社 奴隷労働及び人身売買に関する宣明書 2017/18 (仮訳)

この声明は、日本郵船株式会社（「日本郵船」）並びにその子会社である NYK Group Europe Limited 及び NYK Energy Transport (Atlantic) Limited（まとめて「当社」）が、英国の 2015 年現代奴隷法（「現代奴隷法」）第 54 条に基づく現代奴隷労働に関する声明の作成義務のため、2018 年 3 月 31 日までの会計年度における当社の奴隷労働及び人身売買に関する声明として作成したものです。以下では、当社のグループ会社を「日本郵船グループ」と呼びます。

本声明では、2017 年度に当社が実施した人権に対する取り組みを総括し報告するものです。

日本郵船グループの組織と事業内容

日本郵船グループは、130 年以上前に日本で設立された、グローバルな総合物流企業グループです。日本郵船グループは、海・陸・空にまたがるグローバルな輸送ネットワークを通じて、人々の生活を支えるとともに、個々の貨物を運び、社会の繁栄に貢献しています。

当社の奴隷労働及び人身売買に関する方針

当社は、当社のサプライチェーンを含むやいかなる業務において非人道的な労働や強制労働の根絶を目指しています。当社の人権の尊重に関する基本方針は、「日本郵船グループ行動憲章」に明記されています。

日本郵船グループ企業行動憲章

日本郵船グループは、日々の業務において「日本郵船グループ企業行動憲章」に則って行動しています。「日本郵船グループ企業行動憲章」では、「諸法令の遵守と人権の尊重」の項目の下、「企業は社会の一員であることを自覚し、正義と公正を旨として、各国の法令の遵守、人権を含む各種の国際規範の尊重はもとより、地域の善良な文化や習慣、ステークホルダーの関心に配慮し、善良なる社会倫理規範にもとることのない企業活動を遂行します。」と規定しています。

日本郵船行動規準

日本郵船は全従業員・役員を対象に、業務執行にあたり、社会規範に則った責任ある行動をとるための規範となる行動規準を定めています。この行動規準には、人権と多様な文化の尊重についての記載もあります。

日本郵船グループ企業行動憲章及び日本郵船行動規準の詳細は日本郵船のホームページに掲載しています。

<https://www.nyk.com/profile/mission/credo/>

国連グローバルコンパクト

日本郵船グループは、グローバルな総合物流企業として、安全・確実な輸送を通じ、世界中の人々の生活を支えることを基本理念としています。

日本郵船は、2006年に国連グローバルコンパクト（以下 UNGC）に署名し、日本郵船のグループ会社とともにその 10 原則を支持しています。UNGC は参加組織に対し、毎年 10 原則の実現に向けた実際の活動報告を義務付けており、日本郵船は 2017 年 12 月に詳細の報告を行い、その内容は UNGC のウェブサイトにて Communication on Progress として掲載され、Advanced Level と評価されています。

事業における奴隷労働や人身売買に関するデュー・ディリジェンス

日本郵船は、2017 年度も引き続き人権デュー・ディリジェンスの進め方を検討するため、社外のような人権に関するイベントに参加し、人権問題に関し理解を深めていきました。

HR サurvey

日本郵船本社の人事グループでは、毎年「HR サurvey」を実施しており、本サurveyを通じて国連グローバルコンパクトへの対応状況を調査し、日本郵船グループにおいて強制労働や児童労働がないことを確認しています。2017 年度は国内外のグループ会社 153 社を対象に本サurveyを実施しました。本サurveyの対象会社から、取引先も含めた人権侵害リスクへの認識の有無に関する回答を得ています。

従業員のための通報・相談窓口

日本郵船では、人権、差別、ハラスメント、不正、不道德、非合法又は不適当な行為に関する、全グループの従業員のための部外秘の通報・相談窓口を設置しています。この窓口設置により、様々な問題を早期発見、解決し、是正が図れる体制となっています。

2017 ステークホルダー・エンゲージメント・プログラム

日本郵船は、2017 年 6 月経済人コー円卓会議日本委員会の主催する 2017 ステークホルダー・エンゲージメント・プログラム（人権デュー・ディリジェンス・ワークショップ）に参加し、専門家と幅広い人権課題をテーマに議論を行い、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」で求められている最新の人権デュー・ディリジェンスについて理解を深めました。

2017 ビジネスと人権に関する国際会議

日本郵船は、2017 年 9 月に開催されたビジネスと人権に関する国際会議に参加しました。

取引先への当社方針の展開

取引先に対する CSR ガイドライン

日本郵船グループは、グローバルな総合物流を展開する企業として、多くのステークホルダーの皆様を支えられ、安全・確実な輸送を通じて、お客様のサプライチェーンの一翼を担っています。サプライチェーンにおける法令遵守、公正な取引、信頼構築、安全・安心、環境、人権、労働、

腐敗防止に関する課題を把握し解決を図るため、「取引先に対する CSR ガイドライン」を策定しています。

日本郵船の「取引先に対する CSR ガイドライン」全文は日本郵船のホームページに掲載しています。

<https://www.nyk.com/csr/nykcsr/guide/index.html>

奴隷労働と人身売買撲滅への実効性

引き続き当社では奴隷労働及び人身売買の撲滅を目指し、2018 年度も対応を進めていきます。

研修

サプライチェーンとビジネスにおける現代奴隷労働と人身売買に関する理解を深めるため、日本郵船及びグループ会社の従業員を対象にした研修において、差別、ハラスメント、人権に関する世界のトレンド等の幅広い人権課題について講義しています。

2017 年度のグループ会社役職員向けの e-ラーニングでは、「人権問題に対して会社は適切に対応しているか」という設問により、当社グループ内の人権問題に対するセルフチェックも行っています。

さらに、日本郵船では、毎年 12 月の人権週間の際に社内掲示板に人権課題について掲載し、社員への周知を行っています。

2018 年度もさらなる研修を実施します。

本宣明書は、日本郵船株式会社並びにその子会社である **NYK Group Europe Limited** 及び **NYK Energy Transport (Atlantic) Limited** の取締役会において承認されました。

日本郵船株式会社

取締役・専務経営委員 チーフコンプライアンスオフィサー

吉田 芳之

2018年9月

NYK Group Europe Limited

マネージング・ダイレクター

Svein Steimler

2018年9月

NYK Energy Transport (Atlantic) Limited

マネージング・ダイレクター

野尻 敦也

2018年9月